

平成29年度 第1回 ささえあい制度配分委員会 報告

◆日時：2017年11月13日（月） 19:30 ～ 20:40

◆出席者（敬称略）

研修委員会：神山裕也 司法福祉委員会：吉田愛子 災害対策委員会：常陸谷政彦
ばあとなあ：小川晴雄

◆場所：千葉県社会福祉士会事務局会議室

<議案事項>

1 申請案件審査

ばあとなあ千葉：5件

◆申請内容：無報酬保佐人・後見人

◆家裁決定報酬額：109万1千円

◆配分金額：54万6千円

（審査）配分委員会は、5件の配分金額を承認決定。

（総額合計）54万6千円（第1回配分決定分）

2 補足意見

- ・ 配分委員会は（他の委員会と異なり）独立した委員会で、配分委員会が決定した内容を理事会で再審査するようであれば、配分委員会の意味がそこなわれ望ましいことではない。
- ・ （報酬審判金額に対して）配分金額が低額と考えるので1万8千円が難しければ規程をととのえ1万5千円を検討したらいかがか。

平成29年度

第1回 ささえあい制度 配分委員会

2017/11/13(月)

ばあとなあ千葉 申請案件 5件

配分先	報酬審判金額	申請金額	内容及び概要	報酬付与審判申請時 預金残高
No.1 F/k	¥267,000	¥120,000	<ul style="list-style-type: none"> ・無報酬保佐人 ・対象:平成27年10月9日～平成28年10月25日 ・被保佐人死亡により終了 ・本人に財産がなく、申立人が親族のためA市の報酬助成制度の適用が受けられない。 ・入院費、施設利用料支払後、預金残高は0円。 	¥0
No.2 T/S	¥210,000	¥120,000	<ul style="list-style-type: none"> ・無報酬後見人 ・対象:平成27年5月8日～平成28年4月末日 ・家裁への定期報告(財産目録)は、残高¥148,863円(手持現金135円含む) ・親族申立で前々年の世帯合計収入額が2,005円超過し、利用支援事業の対象外。 	¥148,728
No.3 F/O	¥247,000	¥120,000	<ul style="list-style-type: none"> ・無報酬後見人 ・対象:平成28年3月1日～29年2月末日 ・必要最低限の生活費を支払っているが、おむつ代や医療費が増えると収支が厳しくなる ・親族申立のケースで利用支援事業申請ができない。 	¥307,611
No.4 K/S	¥120,000	¥66,000	<ul style="list-style-type: none"> ・無報酬後見人 ・対象:平成28年7月1日～29年6月末日 ・、利用支援助成金¥54,000が決定し、報酬助成の対象になったので差額分を申請。 	¥263,378
No.5 K/K	¥247,000	¥120,000	<ul style="list-style-type: none"> ・無報酬後見人 ・対象:平成28年1月1日～28年12月末日 ・引き受けた時点で現金もなく、生活保護対象者だが、市長申立でないため助成対象にならず10万円を切った時点で生保の申請するよう市から言われている。 	¥264,492
5名	¥1,091,000	¥546,000		